

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定（変更）届出書

令和6年3月22日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう
住所 東京都千代田区永田町2-11-1
(ふりがな) かぶしきがいしやえぬ・てい・てい・どこも
氏名 株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 井伊 基之
登録年月日 平成16年4月1日
登録番号 第74号
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和6年3月29日
------	-----------

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

添付資料

別紙 接続約款新旧対照表

様式第17の4の2

様式第17の4の3

様式第17の4の4

様式第17の4の5

様式第17の4の6

様式第17の4の7

様式第17の4の8

様式第17の4の9

様式第17の4の10

令和3年総務省告示第410号に基づく様式第1・2（R4用）

接続約款新旧対照表 (2024/3/29 改正)

新	旧																																																																																
<p>(守秘義務)</p> <p>第38条 当社及び接続申込者は、<u>接続にあたり</u>相互に知り得た当社又は接続申込者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない一切の事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。</p> <p>ただし、法令上必要とされる場合、相手方の書面による同意を得た場合又は主務官庁より報告を要請された場合は、この限りではありません。</p> <p>なお、この条は協定の締結に至らなかった場合又は協定が解除された場合若しくは消滅した場合においても有効に存続するものとし、これに違反し相手方に損害が発生した場合は、第71条（解除等の場合の取扱い）第2項を適用します。</p> <p>料金表 通則（略） 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用（略） 2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(1) 通話モード接続機能</td> <td>1 秒ごとに</td> <td style="color: red;">0.041526 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 64kb/s デジタル通話モード接続機能</td> <td>1 秒ごとに</td> <td style="color: red;">0.074747 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(3) ショートメッセージ通信モード接続機能</td> <td>1 通信ごとに</td> <td style="color: red;">0.37002 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(5) M N P 転送機能</td> <td>1 秒ごとに</td> <td style="color: red;">0.012330 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(6) F OMA直収パケット接続機能</td> <td rowspan="2">ア GTP 接続</td> <td>令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>(ア) 10Mb/s のもの</td> <td>128,625 円</td> <td>月額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(イ) 10Mb/s を超</td> <td>12,862 円</td> <td>月額</td> </tr> </tbody> </table>	区分			単位	料金額	備考	(1) 通話モード接続機能			1 秒ごとに	0.041526 円	—	(2) 64kb/s デジタル通話モード接続機能			1 秒ごとに	0.074747 円	—	(3) ショートメッセージ通信モード接続機能			1 通信ごとに	0.37002 円	—	(5) M N P 転送機能			1 秒ごとに	0.012330 円	—	(6) F OMA直収パケット接続機能	ア GTP 接続	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	(ア) 10Mb/s のもの	128,625 円	月額		(イ) 10Mb/s を超	12,862 円	月額	<p>(守秘義務)</p> <p>第38条 当社及び接続申込者は、<u>事前調査の申込み以降</u>相互に知り得た当社又は接続申込者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない一切の事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。</p> <p>ただし、法令上必要とされる場合、相手方の書面による同意を得た場合又は主務官庁より報告を要請された場合は、この限りではありません。</p> <p>なお、この条は協定の締結に至らなかった場合又は協定が解除された場合若しくは消滅した場合においても有効に存続するものとし、これに違反し相手方に損害が発生した場合は、第71条（解除等の場合の取扱い）第2項を適用します。</p> <p>料金表 通則（略） 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用（略） 2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(1) 通話モード接続機能</td> <td>1 秒ごとに</td> <td style="color: blue;">0.041535 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 64kb/s デジタル通話モード接続機能</td> <td>1 秒ごとに</td> <td style="color: blue;">0.074763 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(3) ショートメッセージ通信モード接続機能</td> <td>1 通信ごとに</td> <td style="color: blue;">0.38997 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(5) M N P 転送機能</td> <td>1 秒ごとに</td> <td style="color: blue;">0.011280 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(6) F OMA直収パケット接続機能</td> <td rowspan="2">ア GTP 接続</td> <td>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</td> <td>(ア) 10Mb/s のもの</td> <td>156,446 円</td> <td>月額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(イ) 10Mb/s を超</td> <td>15,644 円</td> <td>月額</td> </tr> </tbody> </table>	区分			単位	料金額	備考	(1) 通話モード接続機能			1 秒ごとに	0.041535 円	—	(2) 64kb/s デジタル通話モード接続機能			1 秒ごとに	0.074763 円	—	(3) ショートメッセージ通信モード接続機能			1 通信ごとに	0.38997 円	—	(5) M N P 転送機能			1 秒ごとに	0.011280 円	—	(6) F OMA直収パケット接続機能	ア GTP 接続	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	(ア) 10Mb/s のもの	156,446 円	月額		(イ) 10Mb/s を超	15,644 円	月額
区分			単位	料金額	備考																																																																												
(1) 通話モード接続機能			1 秒ごとに	0.041526 円	—																																																																												
(2) 64kb/s デジタル通話モード接続機能			1 秒ごとに	0.074747 円	—																																																																												
(3) ショートメッセージ通信モード接続機能			1 通信ごとに	0.37002 円	—																																																																												
(5) M N P 転送機能			1 秒ごとに	0.012330 円	—																																																																												
(6) F OMA直収パケット接続機能	ア GTP 接続	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	(ア) 10Mb/s のもの	128,625 円	月額																																																																												
			(イ) 10Mb/s を超	12,862 円	月額																																																																												
区分			単位	料金額	備考																																																																												
(1) 通話モード接続機能			1 秒ごとに	0.041535 円	—																																																																												
(2) 64kb/s デジタル通話モード接続機能			1 秒ごとに	0.074763 円	—																																																																												
(3) ショートメッセージ通信モード接続機能			1 通信ごとに	0.38997 円	—																																																																												
(5) M N P 転送機能			1 秒ごとに	0.011280 円	—																																																																												
(6) F OMA直収パケット接続機能	ア GTP 接続	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	(ア) 10Mb/s のもの	156,446 円	月額																																																																												
			(イ) 10Mb/s を超	15,644 円	月額																																																																												

接続約款新旧対照表 (2024/3/29 改正)

新					旧				
イ 削除	適用する料金	える 1.0Mb/s ごとに			適用する料金	える 1.0Mb/s ごとに			
	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで適用する料金	(ア) 10Mb/s のもの (イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	108,740 円	月額	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで適用する料金	(ア) 10Mb/s のもの (イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	128,625 円 12,862 円	月額 月額	
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで適用する料金	(ア) 10Mb/s のもの (イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	107,082 円	月額	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで適用する料金	(ア) 10Mb/s のもの (イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	108,740 円 10,874 円	月額 月額	
					令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで適用する料金	(ア) 10Mb/s のもの (イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	107,082 円 10,708 円	月額 月額	
イ 削除					イ 削除				

接続約款新旧対照表 (2024/3/29 改正)

新						旧						
(7) X i 直収パ ケット接続 機能	ア GTP 接続	令和6年 4月1日 から令和7 年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の	128,625 円	月額	(7) X i 直収パ ケット接続 機能	ア GTP 接続	令和5年 4月1日 から令和 6年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の	156,446 円	月額	
			(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに	12,862 円	月額				(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	15,644 円	月額	
		令和7年 4月1日 から令和8 年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の	108,740 円	月額			令和6年 4月1日 から令和 7年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の	128,625 円	月額	
			(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに	10,874 円	月額				(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	12,862 円	月額	
		令和8年 4月1日 から令和9 年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の	107,082 円	月額			令和7年 4月1日 から令和 8年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の	108,740 円	月額	
			(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに	10,708 円	月額				(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	10,874 円	月額	
		イ 削除						令和8年 4月1日 から令和 9年3月	(ア) 10Mb/s のも の	107,082 円	月額	
									(イ)	10,708 円	月額	

接続約款新旧対照表 (2024/3/29 改正)

新						旧					
								31日まで適用する料金	10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに		
						イ 削除					
(7)の2 5G直収 パケット接続機能	GTP接続	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/sのもの	128,625円	月額	(7)の2 5G直収 パケット接続機能	GTP接続	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/sのもの	156,446円	月額
			(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	12,862円	月額			令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	15,644円	月額
		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/sのもの	108,740円	月額			令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/sのもの	128,625円	月額
			(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	10,874円	月額			令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	12,862円	月額
		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/sのもの	107,082円	月額			令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/sのもの	108,740円	月額
			(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	10,708円	月額			令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	10,874円	月額

接続約款新旧対照表 (2024/3/29 改正)

新					旧						
(8) FOMA 特定接続契約者 回線管理機能	令和6年4月1 日から令和7年3 月31日まで適用 する料金	1 契約者回線 ごとに	63 円	月額				に			
	令和7年4月1 日から令和8年3 月31日まで適用 する料金	1 契約者回線 ごとに	61 円	月額				令和8年 4月1日 から令和 9年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の	107,082 円	月額
	令和8年4月1 日から令和9年3 月31日まで適用 する料金	1 契約者回線 ごとに	61 円	月額				(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	10,708 円	月額	
(9) Xi 特定 接続契約者回線 管理機能	令和6年4月1 日から令和7年3 月31日まで適用 する料金	1 契約者回線 ごとに	63 円	月額	(8) FOMA 特定接続契約者 回線管理機能	令和5年4月1 日から令和6年 3月31日まで 適用する料金	1 契約者回 線ごとに	65 円	月額		
	令和7年4月1 日から令和8年3 月31日まで適用 する料金	1 契約者回線 ごとに	61 円	月額			令和6年4月1 日から令和7年 3月31日まで 適用する料金	1 契約者回 線ごとに	63 円	月額	
	令和8年4月1 日から令和9年3 月31日まで適用 する料金	1 契約者回線 ごとに	61 円	月額			令和7年4月1 日から令和8年 3月31日まで 適用する料金	1 契約者回 線ごとに	61 円	月額	
	令和6年4月1 日から令和7年3 月31日まで適用 する料金	1 契約者回線 ごとに	63 円	月額			令和8年4月1 日から令和9年 3月31日まで 適用する料金	1 契約者回 線ごとに	61 円	月額	
(9) の 2 5G 特定接続契 約者回線管理機 能	令和6年4月1 日から令和7年3 月31日まで適用 する料金	1 契約者回線 ごとに	63 円	月額	(9) Xi 特定 接続契約者回線 管理機能	令和5年4月1 日から令和6年 3月31日まで	1 契約者回 線ごとに	65 円	月額		

接続約款新旧対照表 (2024/3/29 改正)

新					旧				
	令和7年4月1日 から令和8年3月31日 まで適用する料金	1 契約者回線 ごとに	61 円	月額	適用する料金	令和6年4月1日 から令和7年3月31日 まで適用する料金	1 契約者回線 ごとに	63 円	月額
	令和8年4月1日 から令和9年3月31日 まで適用する料金	1 契約者回線 ごとに	61 円	月額		令和7年4月1日 から令和8年3月31日 まで適用する料金	1 契約者回線 ごとに	61 円	月額
(9) の3 FOMA 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能	1 契約者回線 ごとに	<u>69</u> 円	月額	令和8年4月1日 から令和9年3月31日 まで適用する料金		1 契約者回線 ごとに	61 円	月額	
(9) の4 Xi 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能	1 契約者回線 ごとに	<u>69</u> 円	月額	(9) の2 5G 特定接続契約者回線管理機能		令和5年4月1日 から令和6年3月31日 まで適用する料金	1 契約者回線 ごとに	65 円	月額
(9) の5 5G 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能	1 契約者回線 ごとに	<u>69</u> 円	月額			令和6年4月1日 から令和7年3月31日 まで適用する料金	1 契約者回線 ごとに	63 円	月額
						令和7年4月1日 から令和8年3月31日 まで適用する料金	1 契約者回線 ごとに	61 円	月額
						令和8年4月1日 から令和9年3月31日 まで適用する料金	1 契約者回線 ごとに	61 円	月額

接続約款新旧対照表 (2024/3/29 改正)

新	旧			
		適用する料金		
	(9) の3 FOMA 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	71円	月額
	(9) の4 Xi 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	71円	月額
(9) の5 5G 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	71円	月額	

接続約款新旧対照表 (2024/3/29 改正)

新					旧				
第2 網改造料					第2 網改造料				
2 料金額					2 料金額				
網改造料は、次により算定します。					網改造料は、次により算定します。				
2-2 年額料金の算定に係る比率					2-2 年額料金の算定に係る比率				
区分				内容	区分				内容
諸掛費率				<u>0.100</u>	諸掛費率				<u>0.124</u>
設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年数 期間内	ア イ以外の場合	<u>0.133</u>	設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年 数 期間内	ア イ以外の場合	<u>0.142</u>
			イ 伝送路設備等に係 るもの	<u>0.051</u>				イ 伝送路設備等に係 るもの	<u>0.054</u>
		法定耐用年数 経過後	ア イ以外の場合	<u>0.113</u>			法定耐用年 数 経過後	ア イ以外の場合	<u>0.120</u>
			イ 伝送路設備等に係 るもの	<u>0.031</u>				イ 伝送路設備等に係 るもの	<u>0.033</u>
	ハードウェア	法定耐用年数 期間内	ア イ以外の場合	<u>0.138</u>		ハードウェア	法定耐用年 数 期間内	ア イ以外の場合	<u>0.146</u>
			イ 伝送路設備等に係 るもの	<u>0.056</u>				イ 伝送路設備等に係 るもの	<u>0.059</u>
	法定耐用年数 経過後	ア イ以外の場合	<u>0.113</u>		法定耐用年 数 経過後	ア イ以外の場合	<u>0.120</u>		
		イ 伝送路設備等に係 るもの	<u>0.031</u>			イ 伝送路設備等に係 るもの	<u>0.033</u>		
土地				<u>0.055</u>	土地				<u>0.057</u>
通信用建物				<u>0.027</u>	通信用建物				<u>0.028</u>

接続約款新旧対照表 (2024/3/29 改正)

新					旧						
第2表 工事費及び手続費 第1 工事費 1 適用 (略) 2 工事費の額 2-1 工事費					第2表 工事費及び手続費 第1 工事費 1 適用 (略) 2 工事費の額 2-1 工事費						
区分			単位	工事費の額	備考	区分			単位	工事費の額	備考
(1) トランスレータ変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用		1 工事ごとに	1 (適用) 第1欄のとおり	—	(1) トランスレータ変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用		1 工事ごとに	1 (適用) 第1欄のとおり	—
(2) 削除	—		—	—	—	(2) 削除	—		—	—	—
(3) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	第5条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	ア イ以外の場合	1 工事ごとに	1 (適用) 第1欄のとおり	—	(3) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	第5条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する費用	ア イ以外の場合	1 工事ごとに	1 (適用) 第1欄のとおり	—
		イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごとに	<u>15,242</u> 円	適用時間帯が平日昼間以外となるものについては、1 (適用) 第1欄のとおりとします。			イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごとに	<u>14,010</u> 円	適用時間帯が平日昼間以外となるものについては、1 (適用) 第1欄のとおりとします。

接続約款新旧対照表 (2024/3/29 改正)

新					旧						
2-2 算出式 (略)					2-2 算出式 (略)						
2-3 2-2 に適用する作業単金					2-3 2-2 に適用する作業単金						
区分	単位		内容		区分	単位		内容			
平日昼間	一人あたり1時間ごとに		6,097円		平日昼間	一人あたり1時間ごとに		5,604円			
平日夜間	一人あたり1時間ごとに		6,975円		平日夜間	一人あたり1時間ごとに		6,484円			
平日深夜	一人あたり1時間ごとに		8,167円		平日深夜	一人あたり1時間ごとに		7,679円			
土日祝日昼夜間	一人あたり1時間ごとに		7,351円		土日祝日昼夜間	一人あたり1時間ごとに		6,861円			
土日祝日深夜	一人あたり1時間ごとに		8,544円		土日祝日深夜	一人あたり1時間ごとに		8,056円			
第2 手続費 (略)					第2 手続費 (略)						
2-2 2-1 以外の手続費 (略)					2-2 2-1 以外の手続費 (略)						
2-3 算出式 (略)					2-3 算出式 (略)						
第3表 その他の費用					第3表 その他の費用						
第1 USIMカードの貸与に係る費用					第1 USIMカードの貸与に係る費用						
1 USIMカードの貸与に係る費用の額					1 USIMカードの貸与に係る費用の額						
区分	単位	形状	費用の額	備考	区分	単位	形状	費用の額	備考		
USIMカードの貸与に係る費用	USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごとに	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	213円	FOMA 特定接続契約、Xi 特定接続契約、5G 特定接続契約での利用が可能です。	USIMカードの貸与に係る費用	USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごとに	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	208円	FOMA 特定接続契約、Xi 特定接続契約、5G 特定接続契約での利用が可能です。

接続約款新旧対照表 (2024/3/29 改正)

新	旧																														
<p><u>附 則 (令和 6 年 3 月 18 日経企第 4451 号)</u> <u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和 6 年 3 月 29 日から実施します。</u></p> <p><u>(網使用料の料金額)</u></p> <p><u>2 当社は、この改正規定実施の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において、料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) の規定にかかわらず、第 6 欄、第 7 欄、第 7 欄の 2、第 8 欄、第 9 欄及び第 9 欄の 2 に定める料金額について、次表に規定する額を適用します。</u></p>																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 15%;">料金額</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>(6) F O M A直収パケット 接続機能</u></td> <td><u>ア GTP 接続</u></td> <td><u>(ア) 10Mb/s のも の</u></td> <td><u>156,446 円</u></td> <td><u>月額</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに</u></td> <td><u>15,644 円</u></td> <td><u>月額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><u>イ 削除</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>(7) X i 直 収パケット接続 機能</u></td> <td><u>ア GTP 接続</u></td> <td><u>(ア) 10Mb/s のも の</u></td> <td><u>156,446 円</u></td> <td><u>月額</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに</u></td> <td><u>15,644 円</u></td> <td><u>月額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><u>イ 削除</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	料金額	備考	<u>(6) F O M A直収パケット 接続機能</u>	<u>ア GTP 接続</u>	<u>(ア) 10Mb/s のも の</u>	<u>156,446 円</u>	<u>月額</u>		<u>(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに</u>	<u>15,644 円</u>	<u>月額</u>	<u>イ 削除</u>				<u>(7) X i 直 収パケット接続 機能</u>	<u>ア GTP 接続</u>	<u>(ア) 10Mb/s のも の</u>	<u>156,446 円</u>	<u>月額</u>		<u>(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに</u>	<u>15,644 円</u>	<u>月額</u>	<u>イ 削除</u>			
区分	単位	料金額	備考																												
<u>(6) F O M A直収パケット 接続機能</u>	<u>ア GTP 接続</u>	<u>(ア) 10Mb/s のも の</u>	<u>156,446 円</u>	<u>月額</u>																											
		<u>(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに</u>	<u>15,644 円</u>	<u>月額</u>																											
<u>イ 削除</u>																															
<u>(7) X i 直 収パケット接続 機能</u>	<u>ア GTP 接続</u>	<u>(ア) 10Mb/s のも の</u>	<u>156,446 円</u>	<u>月額</u>																											
		<u>(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに</u>	<u>15,644 円</u>	<u>月額</u>																											
<u>イ 削除</u>																															

接続約款新旧対照表 (2024/3/29 改正)

新					旧				
<u>(7)の2</u> <u>5G直収パケッ</u> <u>ト接続機能</u>	<u>GTP 接続</u>	<u>(ア)</u>	<u>156,446 円</u>	<u>月額</u>					
		<u>10Mb/s のも</u> <u>の</u>							
		<u>(イ)</u>	<u>15,644 円</u>	<u>月額</u>					
		<u>10Mb/s を超</u> <u>える 1.0Mb/s</u> <u>ごとに</u>							
<u>(8) F O M A 特定接続契約者回線</u> <u>管理機能</u>		<u>1 契約者回線</u> <u>ごとに</u>	<u>65 円</u>	<u>月額</u>					
<u>(9) X i 特定接続契約者回線管理</u> <u>機能</u>		<u>1 契約者回線</u> <u>ごとに</u>	<u>65 円</u>	<u>月額</u>					
<u>(9) の 2 5G 特定接続契約者回</u> <u>線管理機能</u>		<u>1 契約者回線</u> <u>ごとに</u>	<u>65 円</u>	<u>月額</u>					
<u>(U S I Mカードの貸与に係る費用の額)</u>									
4 <u>当社は、この改正規定実施の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において、料金表第</u> <u>3 表 (その他の費用) 第 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用) 1 (U S I Mカ</u> <u>ードの貸与に係る費用の額) の規定にかかわらず、 U S I Mカードの貸与に係る費用</u> <u>について、次表に規定する額を適用します。</u>									
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>形状</u>	<u>費用の額</u>	<u>備考</u>					
<u>U S I Mカ</u> <u>ードの貸与</u> <u>に係る費用</u>	<u>U S I Mカ</u> <u>ードの貸与</u> <u>に係る請求</u> <u>をし、当社</u> <u>が承諾した</u> <u>ときに要する</u> <u>費用</u>	<u>1 枚ごとに</u>	<u>208 円</u>	<u>F O M A</u> <u>特定接続</u> <u>契約、X i</u> <u>特定接続</u> <u>契約、5 G</u> <u>特定接続</u> <u>契約での利</u> <u>用が可能です。</u>					

接続約款新旧対照表 (2024/3/29 改正)